

第3編 風水害対策計画編

第1章 総則

第1節 災害対策計画の概要

第1 目的

本計画は、町及び関係機関が処理すべき事項について定めたものであり、本計画の災害対策を総合的かつ計画的に推進することで、町、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、この計画で扱う災害は、風水害とし、本計画に特段の定めのないもの及び本町における震災対策については「地震災害対策計画編」に定める。

第2 基本方針

この計画は、本町に係る災害に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として防災関係機関等の処理すべき業務を包括した総合的かつ基本的な計画であり、以下の内容を基本方針とする。

- 1 災害による被害を最小限とするため、災害の予防、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 2 各項目に関し、責任担当機関、必要な措置を明示する。
- 3 「自分の命は自分で守る」の観点から、町民・事業所の役割も明示した計画とする。

第3 構成

この計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧及び復興を中心に、以下から構成される。

第3編 風水害対策編

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画